令和3年度 基本施策評価シート

作成日 令和3年 5月19日

基本施策	F1	F1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画する社会を実現します								
施策の目的 (対象と意図)		対	象	意 図			N N			
	市民が			互いの人権が尊重された社会で暮らしている。						
長崎市第四次	総合計画	[後期	基本計画]基	本施策掲載ページ	1	18ページ ~	~ 119ページ			
基本施策主管課名	人権男女	女共同:	参画室			所属長名	花川 哲			
関係課名 高齢者すこやか支援課、障害福祉課、子育て支援課、生涯学習課										

基本施策の評価

Dc 目標を達成しておらず、目的達成に向けた課題の克服などがやや遅れている

判断理由

基本施策の成果指標のすべてが100%未満の目標達成率で、目標達成率が95%未満の低いものもあるため「D」とする。

また、個別施策の成果指標6つのうち、100%以上の目標達成率が半数以下の3つで、目標達成率が95%未満の低いものもあるため「c」とする。

【評価判断に至った成果・効果及び問題点・その要因】

(1)人権問題講演会、講座、研修会の参加者は645人の参加となり、達成率が43.0%と目標達成には至らなかったが、これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う実施規模縮小が原因である。

また、人権問題講演会における終了後のアンケートで「人権問題についての関心や理解が深まった」と回答した割合も76.3%で、達成率は84.8%となり、人権問題への理解など低いものとなっている。

(2)コロナ禍においても感染対策を徹底しながら子どもに関わる関係機関の協議を定期的又は必要に応じて随時開催したことにより、子どもの現状の共有や実態把握のための必要な情報交換、いじめや児童虐待等の早期発見・早期対応、関係機関の協力体制の推進が図られ、子どもにとって最も効果的で適切な支援を行うことができた。

虐待防止および成年後見制度に関する研修会を開催し、相談の増加につながった。また、成年後見制度の市長申立てに向けた調査及び手続き等を行い、適切な支援につながった。

(3)男女共同参画について理解を深める各種講座の参加者については、新型コロナウイルス感染症の影響により男女共同参画推進センターの臨時休館や貸室の利用制限、中止・延期になる講座等も生じたことから、3,309人と目標値を下回り、達成率は77.9%となった。一方で、参加者の満足度(92.2%)は前年度(92.1%)より増加し、達成率は100.2%となり、男女共同参画に関する意識の醸成が図られた。

成果指標

※「҈」は目標値を上回ることが望ましい指標、「♡」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)		区分	H29	H30	R元	R2	R3
人権に関していやな思 いをしたり、不当な扱い	24.2% (18~22年 度平均) 13.3%	$\hat{\Gamma}$	目標値	(23.8) 13.3	(23.6) 13.2	(23.4) 13.1	(23.2) 13.0	(23.2) 13.0
を受けたことがある市民の割合	(27~28年	~	実績値	15.1	15.1	13.7	13.1	
	度平均)		達成率	86.5%	85.6%	95.4%	99.2%	
社会全体でみると男女	31.8% (23~26年 度平均)		目標値	32.2	32.4	32.6	32.8	32.8
平等であると感じている		仓	実績値	27.2	25.8	27.5	27.3	
市民の割合			達成率	84.5%	79.6%	84.4%	83.2%	
人権問題講演会、講	1,341人		目標値	1,405	1,437	1,469	1,500	1,500
座、研修会への参加者	(23~26年	企	実績値	1,437	1,616	1,329	645	
数	度平均)		達成率	102.3%	112.5%	90.5%	43.0%	
男女共同参画推進セン	3,610人 (26年度)	û	目標値	3,940	4,050	4,150	4,250	4,250
ター主催講座の参加者			実績値	3,802	6,369	4,419	3,309	
数	(== 1 / \2)		達成率	96.5%	157.3%	106.5%	77.9%	

※目標値と実績値がかい離しており、目標値の設定を見直さなければ指標として適切でないため、同じ設問及び選択肢とした平成27年度から平成28年度の実績値の平均を平成29年度からの基準値とし、平成30年度から毎年0.1ポイント下げ、平成32年度までに13.0%に達成するよう評価上の目標値を見直した。()内は当初設定していた目標値である。

(目標値の見直しについて)

市民意識調査の実績値を成果指標にしているが、市民意識調査の設問について、平成26年度まで「人権が侵害されたと感じた市民の割合」であったものを平成27年度から「人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがある市民の割合」と平易な表現に変更した。そのため、言葉の表現による心理的な影響を考慮し、目標値を高く設定したものの、実績値の増はわずかであった(平成18年度から平成22年度においては、平成27年度からの設問と同様の表現を用いており、当該期間の平均を現計画の基準値として目標値を設定した)。 結果的に、現計画において目標値と実績値がかい離したため、目標値の設定を見直し、評価上の目標値を設ける必要があると考え、上記のとおり目標値を見直すこととした。

※市民意識調査は人の意識を測るものであるため、講座等への参加者が増えることで意識の醸成につながる定量的な指標として、人権啓発及び男女共同参画の講座等の参加者数を補助指標に加えた。

今後の取組方針

- (1)人権問題講演会などにおいて多くの参加者を募るため、講演会テーマや講師選定の新たな開拓や、活用できるあらゆる広報媒体を漏れなく活用し、周知の時期や回数についても工夫を行う。
- (2)親子支援ネットワーク地域協議会、長崎市子どもを守る連絡協議会を中心に関係機関との連携をさらに強化し、 子どもが安心して生活し学ぶことができる環境づくりを推進する。

成年後見制度、権利擁護に関する相談は、高齢者の認知症疾患や障害がある場合が多いことから、全ての地域 包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員や障害者相談支援事業所との連携により、体制の充実を図 る。

(3)男女共同参画推進センターや男女共同参画推進事業ボランティアと連携しながら、市民のニーズにあった講演や講座の内容を検討し、男女共同参画のさらなる意識の醸成を図る。

二次評価(施策評価会議による評価)

- ●基本施策の評価「Dc」については、所管評価のとおり。
- ●(F1-2)今後の取組方針に係る「人権相談窓口については、実績がなかったため廃止」については、新型コロナウイルス感染症に対する人権相談窓口のみが廃止になったため、誤解を与えないような記載にすること。
- ●(F1-3)DV防止に係る「今後の取組方針」については、中学生向けだけではなく、大人に向けた取組みについても記載してはどうか。
- ●(F1-2)新型コロナウイルス感染症に係る人権相談窓口については、令和2年度取り組んだ内容として記載した方が良いのではないか。
- ●パートナシップ宣誓制度に係る取組みについては、今後しっかり推進していくこと。
- ●DV防止に係る教育に加え、LGBTについての理解に係る教育も積極的に進めてほしい。

令和3年度 個別施策評価シート

個 別 施 策	F1-1	-1 人権啓発を推進します							
施策の目的 (対象と意図)	市民が	対	象		意 人権について正しく理解している		X.		
個別施策主管課名	人権男子	女共同:	参画室			所属長名	花川 哲		

令和2年度の取組概要

①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み

- ・市民を対象とした人権問題講演会を1回開催するとともに、人権啓発に関する中小規模講座を1回開催した。
- ・啓発紙「人権問題特集号」及び人権啓発リーフレットを作成し、配布した。
- ・長崎市パートナーシップ宣誓制度の周知及び活用、また、LGBT(※)の方々への理解等を求めるため、市民向け、事業者向けにガイドブックやチラシを配布した。

※LGBT…性的少数者の総称の一つ。一般的に戸籍上の性と性自認が一致し、恋愛の対象が異性であることが典型とされるが、これに当てはまらない方。女性に恋愛感情を抱く女性(レズビアン L)、男性に恋愛感情を抱く男性(ゲイ G)、男女両方に恋愛感情を抱く方(バイセクシュアル B)、出生時に割り当てられた性に違和感を持つ方(トランスジェンダー T)の頭文字で称される。

- ・新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について啓発紙へ掲載するとともに、中小規模講座において感染症に関する人権をテーマとし、啓発を図った。
- ・授産製品販売促進事業「はあと屋」の運営を通じ、障害者就労施設等で製作された授産製品の販売や情報発信を行った。
- ・障害者が制作したアート作品を展示、観賞する「障害者アート作品展」を例年実施しているが、新型コロナウイル ス感染症拡大防止のため開催を中止した。
- ・市内の市立中学校の生徒(1年生)を対象に、手話通訳者等を派遣し、手話の講話を実施した。
- ・公民館を中心に、市民を対象にした講座を案内し、大型公民館11館中、7館(受講人数267名)実施することができた。
- ・小中学生による人権ポスター展を開催し、入選作品およそ109点を市民会館に掲示した。また、優秀作品を人権啓発リーフレットに掲載し、市内の学校や公民館において啓発資料として活用した。
- ・いじめについての基礎知識を学び、子どもがいじめに対して否定的な態度を形成し、いじめを解消するような行動をとれるようになることを目的とし、NPO法人子どもの人権アクション長崎と協働して「いじめ防止こどもワークショップ」を、市内小中学校15校での実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止した。

②相談先を周知する取組み(相談実施を含む)

- ・人権侵害に関する相談を受けている長崎地方法務局や長崎人権擁護委員協議会と連携し、広報ながさきや市ホームページでの相談機関の掲載やポスター掲示を行い、相談機関の周知を図った。
- ・広報紙にアマランス相談の開催日時を毎月掲載した。
- ・市民を対象とした講演会やイベント等の開催時に、アマランス相談の電話番号等を掲載したポケットティッシュを配布するなど、相談窓口の周知を図った。
 - ・啓発資料等にアマランス相談の電話番号等を掲載し、相談窓口の周知を図った。
- ・子どもや家庭からの様々な相談に応じる「こども総合相談」窓口の普及を図るため、小学校1年生から中学校3年生を対象に、相談先を記載した「こども総合相談カード」を、担任の先生から趣旨が児童に伝わるよう言葉を添えて配布した。
- ・新任小中学校長会や大学の学生を対象とした児童虐待防止研修会時に「児童虐待防止対応マニュアル」を配布した。

③相談に行きやすい環境を整備する取組み

- ・地域包括支援センターの広報紙や家族介護教室等において高齢者虐待防止に係る支援制度の周知を図るとともに、支援関係者を対象とした事例検討会を開催し、高齢者虐待防止の啓発を図った。
- ・地域包括支援センター及び支援関係者・市担当職員等を対象とした研修会の開催により支援者の資質向上を図るとともに、市民後見人受任事例検討会の開催による後見人支援および司法関係機関との連携強化を図った(地域包括支援センターに寄せられた権利擁護に関する相談件数 2.567件)。

成果指標

※「♀」は目標値を上回ることが望ましい指標、「♀」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)		区分	H29	H30	R元	R2	R3
人権問題講演会、講 座、研修会への参加者	1.341人	仓	目標値	1,405	1,437	1,469	1,500	1,500
	(23~26年 度平均)		実績値	1,437	1,616	1,329	645	
数			達成率	102.3%	112.5%	90.5%	43.0%	
人権問題講演会の参加	85.0% (23~26年 度平均)	仓	目標値	87.0	88.0	89.0	90.0	90.0
者のうち関心が深まった人の割合			実績値	97.0	85.2	93.2	76.3	
			達成率	111.5%	96.8%	104.7%	84.8%	

評価(成果と効果)

取組みによる成果

①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み

- ・人権問題講演会は247人の参加があり、終了後のアン ケートで「人権問題についての関心や理解が深まった」と 回答した割合が76.3%だった。
- ・人権啓発に関する中小規模講座を1回開催し、37人の 参加があり、終了後のアンケートで「人権問題についての 関心や理解が深まった」と回答した割合が、91.4%だっ
- ・啓発紙「人権問題特集号」を広報紙に折り込み市内各 世帯に配布したほか、人権啓発に係る研修会や会議で 幅広い市民に配布した。

配布部数 約157,100部(広報ながさき折込:155,500部、 その他:約1,600部)

- ・人権啓発リーフレットを人権啓発に係る研修会や会 議、また、不特定多数の市民が集う屋内外実施イベント で幅広い市民に配布した。(配布部数 約1,550部)
- ・パートナーシップ宣誓制度のガイドブック及びチラシを 講演会、研修、会議など様々な機会をとらえて配布するこ とで、制度周知と性の多様性への理解を深めることがで

配布部数 市民向けガイドブック:700冊、事業者向けガイ ドブック:120冊、市民向けチラシ:722枚

- ・はあと屋を訪れた延来店者数は36,892人であり、イベ ント販売なども実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響で昨年度より訪 問が減少したが、中学校11校で講話を実施し、生徒が手 話に接し、体現する機会を設けることができた。
- ・大型公民館等で開催した人権啓発研修会は、267人が 参加した。
- ・3校(銭座小・坂本小・江平中)合同人権集会に、94人 の参加があった。
- ②相談先を周知する取組み(相談実施を含む)
- 長崎地方法務局内の人権相談窓口の周知ポスターを 地域センターに掲示し周知を図った。
- ・アマランス相談については、市民を対象とした講演会 やイベント等の開催時に、相談先を記載したポケット ティッシュを約1,000個配布した。

相談件数 1,239件 (令和元年度:1,416件)

・こども総合相談については、相談先を記載したカードを抱える市民の支援に繋がった。 配布して周知をしたこと、及び様々な会議等の機会を利 用して、相談先の周知や意識の啓発を図ったことにより、 学校や警察等の関係機関からの相談が増加した。

新規の相談受理件数

(令和元年度:1,820件→令和2年度:1,995件)

5年後にめざす姿に対する効果

- ・参加者のうち関心が高まった人の割合は達成率 |84.8%となっているが、終了後のアンケートで「楽しく学ぶ ことができた。」「落語という明るく親しみやすいジャンルで 人権について話すことは素晴らしい取り組みだと思う。」と いった感想が寄せられるなど、一定数ではあるが人権問 題への理解を深めることができた。
- ・はあと屋における授産製品販売の拡大を図り、障害者 の雇用促進や障害に対する理解を深めることにつなげる ことができた。
- ・講話を受講した生徒から、「手話を覚えて、他の人にも 教えていきたい。」「聴覚障害者の方は見た目では分から ないけど、困っていたら自分からコミュニケーションをとっ て助けていきたい。」などの意見があり、障害者(ろう者) に対する理解と手話への関心を得ることで、将来的に手 話の普及につながることができた。
- 公民館での人権研修会について、参加者のアンケート から、「人の生き方や差別について改めて考えることがで きた。」「生まれた時のハンディをさげすむことがないよう な世の中になることを願いたい。」「許されて生かされてい る、生きている幸せを感じることを実感じた。」との意見が あった。このことから、人権についての意識の高まりが感 じられ、正しく人権を学ぶ機会を提供することができた。
- ・地域住民の目に留まりやすい地域センターにポスター を掲示することで、市民の相談先の認知につながった。
- アマランス相談では、ドメスティック・バイオレンス(DV) 及びセクシュアル・ハラスメント等の様々な悩みごとの相 談を受け、解決に向けての手助けを行うことができた。ま た、他の相談機関と連携を図ることで、様々な悩みごとを
- ・社会全体で子どもを守るという意識が高まり、児童虐 待に至る前の段階で問題を早期に発見し、支援を行うこ とにより児童虐待の予防につながった。

- ③相談に行きやすい環境を整備する取組み
- ・高齢者虐待について、市民に対しては地域包括支援 センターの広報紙や家族介護教室において、支援関係者 関係者の対応力向上を図ることができた。 に対しては事例検討会を2回開催し、計60人が参加した。
- ・成年後見制度については、市民後見人受任事例検討 会を2回、支援従事者対象の申立手続き研修会をオンラ インにて1回開催し、計63事業所が参加した。(市民後見 人候補者養成研修はコロナにより中止)

・高齢者の権利擁護等について、市民への啓発と支援

評価(問題点とその要因)

5年後にめざす姿に対する問題点 問題点の要因 ①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み ・講師選定時の実績のある自治体等からの情報収集や ・人権問題講演会の参加者のうち関心が深まった人の 講師との事前調整時の講演会の目的や主催者の狙いを 割合の達成率は、84.8%であり、前年度の104.7%と比べ 伝える工夫について不足している点があったため。 減少した。 ・新型コロナウイルス感染症対策を行い、収容人数を制 ・人権に関する講演会や研修会の参加者数の達成率 限したことにより、参加者が大幅に減少したことが要因の は、43.0%であり、前年度の90.5%と比べ減少した。 -つと考えられるため。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント開催 ・はあと屋を訪れた延来店者数は、前年度に比べ約 1.8%増加したものの、イベント開催の回数が減少した。 の機会が減っているため。 ・手話講座を受講しても手話(実技)の習得が難しい。 ・各校で1回しか実施できず、関心等も一時期となりや すいため。 ・人権教育に関する講座について「人権」が難しいもの ととらえられやすく、参加者が固定化の傾向にある。 ・人権の課題に対し、当事者意識をもってもらうために は、個人の経験や体験に基づく「あたりまえ」の意識が大 きくかかわるため、お互いの想いを共有させる場やワーク ショップを活用した講座が十分にできていない状況にある ため。 ②相談先を周知する取組み(相談実施を含む) ・こども総合相談窓口の周知を図っているものの、子ど 子どもは保護者や親しい友達、学校の先生など身近な 人に相談することが多く、市役所等の公的機関には相談 も自身からの相談件数は少ない(令和2年度:8人) しにくい状況にあるため。 ③相談に行きやすい環境を整備する取組み ・成年後見制度を知らない高齢者が多い。(第8期介護 高齢者に対して成年後見制度そのものや相談窓口に 予防・日常生活圏域ニーズ調査 「制度を知らない」と回 ついての周知が十分でないため。 答した人の割合29%)

今後の取組方針

①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み

- ・人権問題講演会などにおいて、参加者に対し、主催者の意図することがより伝わる講演会となるよう、講師選定の際の情報収集や講師との事前調整を十分に行う。また、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、限られた条件の中でも多くの参加者を募るため、講演会テーマや講師に関心が高い関係団体等への周知について新たな開拓を行うとともに、庁内で活用できるあらゆる広報媒体を漏れなく活用し、周知の時期や回数についても工夫を行う。また、アンケート結果において、ポスターやチラシを見て講演会を知った人が多かったことから、今後もそれらを活用し、様々な関係団体へ積極的に周知する。
- ・障害者アート作品展は、より多くの出展者、来場者を集めるため、引き続き周知時期や周知方法を工夫する。 令和3年度から「はあと屋」においてオンライン販売を開始するなどさらなる授産製品販売の促進を図り、市民が障害に対する関心と理解を高められる機会の拡大を図る。
- ・手話講座を受講した生徒が将来的にも関心を維持しつづけるよう、学校外も含めて手話に関する周知や講座等の手話に接する機会を設ける。
- ・講座を実施する場合は、実際に起こっている人権課題をより身近に感じることができるように視聴覚教材を活用することや具体的な人権課題についての講師の情報を集約するなど、市民にとって身近でわかりやすい人権啓発を推進していく。また、市民が参加しやすい時期や場所を選んだり、周知の方法を工夫したりすることで、当事者意識をもって人権課題の解決に向かうことができる人権教育を推進していく。

②相談先を周知する取組み(相談実施を含む)

- ・アマランス相談については、関係機関のリーフレット等へ相談窓口掲載依頼を行い、引き続き相談窓口の周知を図る。
- ・「こども総合相談」については、子どもが安心して相談できるよう学校等の関係機関と更なる連携協力を図り、相談先を周知するだけでなく、子どもが安心して相談できる場所であることなど、子どもへの周知方法をさらに工夫する。
- ・コロナ禍で令和2年度は実施できなかったが、計画していた事業として小学校高学年児童を中心に、NPO法人子 どもの人権アクション長崎と協働して「いじめ防止子どもワークショップ」を行い、いじめや虐待についての理解を深め てもらう活動があり今後もこの活動に取り組んでいきたい。

③相談に行きやすい環境を整備する取組み

・引き続き、各地域包括支援センターが発行する広報紙や、研修会等あらゆる機会を通じて、市民に啓発を図るとともに、地域や関係機関と連携することにより、支援が必要な案件の早期発見・解決に向け相談支援機能を高める。

個別施策進行管理事業シート

あ. 事業名・担当課・事業目的・概要	区分	令和元年度	令和2年度
(事業名) 人権啓発活動費	実施年度		<u>I</u> 継続
入惟皆先心刬其	成果指標	人権問題講演会で人権に	こついて理解が深まった人の割合
İ	目標値	89.0 (%)	90.0 (%)
(事業目的) 市民の人権意識の高揚を図る。	実績値	93.2 (%)	76.3 (%)
川氏の八惟志峨の同物で囚る。	達成率	104.7 %	84.8 %
(事業概要)	決算(見込)額	2,284,066 円	2,489,398 F
人権に関する講演会等の開催や啓発・資料を配布する。	成果指標及 び目標値の 説明		アンケートにより把握する「人権について 理解が深まった人の割合」を成果指標とた。 人権問題への関心は深まったと回答した人の割合が、直近値85.0%(平成23~ 26年度平均)から毎年度1ポイント増することで、令和2年度までに90.0%にするこ
	等	たためと考える。 その他各種講座、研修も含めた参加者総数は、前年度より287人減、達成率90.5%と目標に達しなかった。 講演会テーマに関連する団体を周知先のターゲットとするなど掘りたものの、更なる周知先の掘れたこと、加まこしが不十分であったこと、周知方法の不足が考えられる。 今後も引き続き、市教育委員る関係機関と連携した取組みを進済とも引き続き、市教育委員る関係機関と連携した取組みを進済とともに、関係するあらゆる広報財できるあらゆる広報財できるあらゆる広報財で活用できるあら時期である。	158,000部作成 配布部数 約157,100部(広報ながさる 折込:155,500部、研修会等配布:約1,60 部) リーフレット:5,000部作成 配布部数:約1,550部 (成果・課題等) 人権問題講演会について、成果指標である人権問題への関心が高まった人の場合は前年度よりも16.9ポイント減少し、76.3%と目標を達成することができなかった。アンケートの結果、関心があまり深まらなかった・まったく深まらなかったもとと、及び質問項目に対するまりにた割合が過去3か年平均の3倍以上となったこと、及び質問項目に対するととなったこと、及び質問項目に対するととなったこと、及び質問項目に対すると考える。これは、講師選定時の情報収集などの面でさらなる工夫が必要であったもの

令和3年度 個別施策評価シート

個 別 施 策	F1-2	-2 人権侵害の被害から市民を守ります								
対 施策の目的 (対象と意図) 市民が			象		意 人権侵害の被害から守られてい	<u>図</u> る。				
個別施策主管課名	人権男女	女共同	参画室			所属長名	花川	哲		

令和2年度の取組概要

①被害を未然に防止するための取り組み

- ・要保護児童等の適切な保護や支援を図るため「長崎市親子支援ネットワーク地域協議会(児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会)」を開催した。
- ・コロナ禍において、子どもの状況が把握しにくい中、民間団体と連携して家庭を訪問するなど子どもの見守り強化を行った。
- ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し関係機関と連携を図った。また、虐待防止や成年後見制度に関する研修会の開催や、地域包括支援センターの広報誌・家族介護教室等において啓発に努めた。
- ②相談体制を整備する取り組み
- ・アマランス相談については、年末年始以外は毎日一般相談を実施し、水曜日(祝日を除く)は夜間電話相談を実施した。
 - 新型コロナウイルス感染症に対する人権相談窓口を臨時的に開設した。
- ③相談後の対応と被害者への支援
- ・成年後見制度に関する相談を受け、必要な支援を行った。また、成年後見制度利用支援事業について、成年後 見制度の市長申立てに関する相談を受け、市長申立てに向けた調査及び手続き等を行った。【F2-3へ再掲】
- ・高齢者虐待相談を受け、状況把握と事実確認をし、継続的に個別支援を行った。
- ・障害福祉課内に設置している「障害者虐待防止センター」において、障害者虐待防止に関しての通報・相談を受け付け、事実確認を行うとともに、個別のケースに応じた支援、対応を行った。
- ④支援者の資質向上に対する取り組み
- ・支援者が国や県等が主催する各種研修・会議等に参加した。

成果指標

※「☆」は目標値を上回ることが望ましい指標、「♡」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)		区分	H29	H30	R元	R2	R3
児童虐待相談で改善し た割合	76.6%		目標値	79.9	81.6	83.3	85.0	88.0
	(22~26年 度の改善 率)	企	実績値	80.4	85.9	87.9	87.2	
7471			達成率	100.6%	105.3%	105.5%	102.6%	
	787件	仓	目標値	820	835	850	865	1,138
成年後見制度相談件数	(24~26年 度平均)		実績値	893	902	967	1,123	
			達成率	108.9%	108.0%	113.8%	129.8%	

評価(成果と効果)

取組みによる成果

①被害を未然に防止するための取り組み

・子どもに関わる関係機関の協議を定期的又は必要に 応じて随時開催し、適切な支援に繋がった。コロナ禍で も、個別ケース会議についてはオンラインを活用し、必要 な支援を行った。

【開催数】・親子支援ネットワーク地域協議会

代表者会議:0回(コロナの為中止)

実務者会議:9回

個別ケース会議:560回

・コロナ禍において、子どもの状況が把握しにくい中、民 間団体と連携し、子どもの見守り体制を強化し、児童虐待 に至る前に適切な支援に繋がった。

- ・高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催
- 虐待防止および成年後見制度に関する研修会の開催 【相談件数内訳】

高齢者虐待に関する相談件数1,240件、高齢者の成 年後見制度に関する相談1,123件

5年後にめざす姿に対する効果

- ・子どもに関わる関係機関が互いの役割を理解し連携 協力することで、子どもの現状の共有や実態把握のため の必要な情報交換、いじめや児童虐待等の早期発見・早 期対応、関係機関の協力体制の推進が図られ、子どもに とって効果的で適切な支援を行うことができた。
- ・地域ネットワークが機能し、地域関係者との連携が強 化された。
- ・コロナ禍においても、高齢者虐待や成年後見に関する - 定数の相談があり、被害の未然防止につながった。

②相談体制を整備する取り組み

相談を実施し、水曜日(祝日を除く)は夜間相談を実施し ており、ドメスティック・バイオレンス(DV)及びセクシュア ル・ハラスメント等の様々な悩みごとの相談を1,239件 受け付けた。

【相談件数内訳】

-般相談 1,068件 法律相談 140件 心の健康相談 31件

本館1階に月1回新型コロナウイルス感染症に対する 人権相談窓口を開設した。

(窓口0件、電話1件)

・アマランス相談では、相談を受け、解決に向けての手 ・アマランス相談においては、年末年始以外は毎日一般|助けを行うとともに、他の相談機関と連携を図ることで、 様々な悩みごとを抱える市民の支援につながった。

> ・新型コロナウイルス感染症はまだ収束をみせない中、 県や法務局と連携し相談体制を作ることができた。

③相談後の対応と被害者への支援

- ・成年後見制度に関する相談を受け、申立を含む必要 な支援につながった。【F2-3へ再掲】
- ・高齢者虐待防止ネットワークの関係機関と情報を共有 し、地域ケア会議による高齢者の安全確保や支援を継続 することで、虐待の防止及び早期発見につながった。
- ・成年後見制度利用支援事業では、市長申立てに関す る障害者からの相談4件、高齢者からの相談18件を受け 付け必要な支援を行った。
- ・障害者虐待防止センターでは、虐待防止に関する通 報・相談26件を受け事実確認を行い、個別のケースに応 じた支援、対応をすることで、虐待の防止及び早期発見 につながった。
- 虐待防止や成年後見制度を必要とするかたの相談が 増え、早期発見と発見後の迅速な対応が可能となってき
- 市長申立ての相談対応を行い、障害者や高齢者の人 権侵害被害を未然に防ぐことができた。
- ・障害者虐待防止センターは24時間体制で開設してお り、人権侵害被害の防止、早期発見体制が整っている。

④支援者の資質向上に対する取り組み

・支援者が国や県等が主催する各種研修・会議等に参 加した。

・国や県の情報収集や、他の相談機関やNPO法人など の関係機関との情報交換ができ、支援者としての資質向 上が図られた。

評価(問題点とその要因)

5年後にめざす姿に対する問題点	問題点の要因
①被害を未然に防止するための取り組み ・育児不安や保護者自身の心身の健康及び経済的な 問題など養育環境に問題がある複雑複合的な相談で対 応に時間を要するケースが増加している。 ・高齢者虐待や成年後見制度に関する相談は、認知症 高齢者が多く、相談内容が複雑化している。	・核家族化や地域のつながりの希薄化などの社会状況を背景に、孤立した環境で育児を行う保護者が増えているため。 ・市民や関係者の認識が十分でなく、支援を必要とするかたの把握や早期対応につながっていないため。
②相談体制を整備する取り組み ・アマランス相談の一般相談に関しては、年末年始以外は毎日相談を行うなど、現行の相談体制については問題ないが、緊急時の相談者及び相談員の安全確保について、さらに環境を改善する必要がある。	・DV相談など、相談者や相談員の安全確保が必要な相談ケースがあるため。
③相談後の対応と被害者への支援 ・問題が深刻化するまで支援につながらない傾向がある。 ・虐待者との分離や成年後見制度の申立による支援を要する高齢者が増えている。 ・成年後見制度について周知を図っているものの、十分とは言えず、障害者へ広く浸透していない。	・核家族化や認知症高齢者の増加のため。 ・障害者相談支援事業所等との連携が十分ではないため。

今後の取組方針

- ①被害を未然に防止するための取り組み
- ・親子支援ネットワーク地域協議会、長崎市子どもを守る連絡協議会を中心に関係機関との連携をさらに強化し、 子どもが安心して生活し学ぶことができる環境づくりを推進する。
- ・コロナ禍による外出自粛などで、子どもの様子が把握しにくい状況にあるため、関係機関と連携し、子どもの見守りを強化していく。
- ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会等の関係機関との連携強化や研修により、引き続き高齢者虐待の防止及び早期発見に努める。
- ②相談体制を整備する取り組み
- ・アマランス相談については、相談者及び相談員の安全確保の体制などについて、他自治体の状況を調査し検討を行いながら、引き続き相談業務を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に対する人権相談窓口については、対面の相談窓口は実績がなかったため3月で一 旦終了したが、電話相談業務については引き続き実施する。
- ③相談後の対応と被害者への支援
- ・障害者相談支援事業所等の関係機関との連携を強化し、成年後見制度を広く周知する。
- ・障害者虐待防止センターの運営を通じ、引き続き障害者虐待の防止及び早期発見に努める。
- ・高齢者の成年後見制度、権利擁護に関する相談は、認知症疾患を抱えている場合が多いことから、全ての地域 包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員との連携により、相談支援体制の充実を図る。【F2-3へ再 掲】
- ④支援者の資質向上に対する取り組み
- ・多様化、複雑化する相談に対応できるよう、支援者の資質向上のための研修に参加し、専門的な知識・技術のスキルアップを図るとともに、他の相談機関との情報交換や連携を図り相談体制を整える。

【個別施策コード: F1-2】

No.	事業名·担当課·事業目的·概要	区分	令和元年度	令和2年度			
	(事業名) 男女生活相談費	実施年度	継	続			
	【人権男女共同参画室】	成果指標	男女平等になってい	ると答えた人の割合			
	(事業目的)	目標値	32.6 (%)	32.8 (%)			
	家庭や職場等における性別による 差別的取り扱い、DV、セクシュアル・	実績値	27.5 (%)	27.3 (%)			
	ハラスメント等の人権被害を受けた 被害者等が孤立して悩むことがない	達成率	84.4 %	83.2 %			
	よう支援する。	決算(見込)額	8,376,337 円	8,814,627 円			
	(事業概要) 女性相談員による一般相談のほか、弁護士による法律相談、臨床心理士による心の健康相談を行う。	成果指標及 び目標値の 説明	市民意識調査において、社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合を成果指標とした。 基準値31.8%(平成23~26年度平均)から毎年度0.2ポイント増とし、令和2年度までに32.8%となることを目標とする。				
1			の的確な支援や情報提供ができるよ	(取組実績) 一般相談 1,068件 うち女性への暴力 112件 セクシュアル・ハラスメント 6件 (成果・課題等) 広報紙や市ホームページ及び他の相談機関のリーフレット等への相談窓口の間知を図れる。相談内容が多様化・複雑化してきているため、相談員を各種研修会、会議者の的確な支援や情報提供ができるよう、引き続き相談員の向上を図る。また、複合的な相談について速やかに支援ができるよう他の相談機関との連携を図る。			

個別施策進行管理事業シート

No.	事業名·担当課·事業目的·概要	区分	令和元年度	令和2年度
	(事業名) 児童虐待防止対策事業	実施年度	継	続
	【子育て支援課】	成果指標	児童虐待相談	で改善した割合
		目標値	83.3 (%)	85.0 (%)
	(事業目的)	実績値	87.9 (%)	87.2 (%)
		達成率	105.5 %	102.6 %
	保育所、学校等の児童に係る関係機 関及び市民の児童虐待防止に対す	決算(見込)額	11,603,329 円	13,722,493 円
	る意識を高め、児童虐待の発生防止、早期発見・解決に努める。 (事業概要)・児童虐待通報及び相談への対応・親子支援ネットワーク地域協議会の開催・児童虐待防止研修会の開催・メール相談の実施・親子の心の相談の実施	成果指標及 び目標値の 説明	虐待は児童に対する極めて重大な人権侵害である。早期対応が重要であることから、虐待相談の実対応件数のうち、相談員による適切な対応により適切な専門機関などへ引き継ぐ支援をしたものの割合を成果指標とした。処遇困難なケースが増加している状態を考慮し、基準値76.6%(平成27年度)から、初年度を1.6ポイント増、その後は毎年1.7ポイント増(令和2年度に85%)を目標にしており、令和元年度は83.3%を目標としている。	虐待は児童に対する極めて重大な人権侵害である。早期対応が重要であることから、虐待相談の実対応件数のうち、相談員による適切な対応により適切な専門機関などへ引き継ぐ支援をしたものの割合を成果指標とした。処遇困難なケースが増加している状態を考慮し、基準値76.6%(平成27年度)から、初年度を1.6ポイント増、その後は毎年1.7ポイント増にしており、令和2年度は85%を目標としている。
2		取成無事	頼や情報提供を依頼 ○携帯メール相談件数 28件 ○親子の心の相談件数 17回 (成果・課題等) 新規受理件数及び実対応件数及び期応件数とも前年度と比較すると増加している。これは虐待を未然に防ぐたいることや、子どもの背景にある問題が多くなっているのが要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議開催数増である。虐待以外にも関係機関との連携や増加しているものと考えられる。	た複合的なものが多くなっていることが 要因と思われる。このことを裏付けてい るのが要保護児童対策地域協議会の

令和3年度 個別施策評価シート

個 別 施 策	F1-3	−3 男女共同参画に関する意識の醸成を図ります							
施策の目的		対	象		意				
(対象と意図)	市民が				男女共同参画について理解を深め、その実現に向けて行動している。				
個別施策主管課名	人権男女	大共同	参画室			所属長名	花川 哲		

令和2年度の取組概要

- ①男女共同参画について理解を深める取り組み
- ・男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画への理解を深める各種講座を62回実施した。
- ・長崎市パートナーシップ推進週間(10月1日~10月7日)に合わせ、10月3日及び4日にアマランスフェスタを実施した。
- ・男女共同参画推進事業ボランティアと協働し、男女共同参画に関する講座の企画・実施や、啓発紙の編集作業を 行った。
 - ・男女共同参画啓発紙「男女共同参画推進特集号」を作成した。
- ②DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のための取り組み
- ・市内中学校(15校)及び高等学校(2校)でデートDV防止授業を計18回実施した。
- ・男女共同参画推進センターの主催講座で、全年代を対象としたDV根絶のための連続講座を実施した。

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)		区分	H29	H30	R元	R2	R3
男女共同参画推進セン ター主催講座の参加者			目標値	3,940	4,050	4,150	4,250	4,250
	3,610人 (26年度)	企	実績値	3,802	6,369	4,419	3,309	
数			達成率	96.5%	157.3%	106.5%	77.9%	
男女共同参画推進セン	88.9% (26年度)	企	目標値	90.5	91.0	91.5	92.0	92.0
ター主催講座の参加者			実績値	91.5	89.7	92.1	92.2	
の満足度	ζ=- 1		達成率	101.1%	98.6%	100.7%	100.2%	

評価(成果と効果)

取組みによる成果	5年後にめざす姿に対する効果
①男女共同参画について理解を深める取り組み ・男女共同参画推進センターの主催講座の受講者の満 足度(92.2%)が前年度(92.1%)より、0.1ポイント増加して いる。	・受講者の満足度が増加しており、男女共同参画に関する意識の醸成が図られている。

評価(問題点とその要因)

5年後にめざす姿に対する問題点

①男女共同参画について理解を深める取り組み

- ・男女共同参画推進センター主催講座等の参加者数は 3,309人であり、目標値を達成できなかった。また、前年度 より1,110人減少した。
- ・アマランスフェスタの基調講演参加者数(202人)が、 前年度(223人)より21人減少した。

問題点の要因

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、もともと想定していた講座の定員を収容率の50%以内にする等の制限を行ったほか、感染状況によって中止や延期した講座も生じたことから、講座の参加者数が減少した。特に、派遣講座(デートDV防止授業を含む)については、前年度より実施回数が約半分(R元:42回(3,369人) ⇒ R2:23回(2,413人))となっており、既に実施が決まっていた、または実施に向けて調整中だった派遣講座がコロナ禍の影響により中止になったものもあり、加えて、各学校や各団体においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、依頼を行わなかったことなどが考えられるため。
- ・基調講演の参加者数の減少については、新型コロナウイルス感染症の感染状況から三密を回避するため、外出を自粛する市民が一定数いたことが要因の一つと考えられるため。

②DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のための取り組 み

・デートDV防止授業を17校(18回)で実施したが、前年度(実施校:25校、実施回数:25回)より減少している。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時体 校等により、学校本来の授業時間に余裕がなくなったこと や市内における感染状況から三密の回避等により、実施 できない学校があり、実施を見送る学校も出てきたと考え られるため。
- ・また、教育委員会を通じて校長会で呼びかけを行っているが、学校本来の授業時間に余裕がなく、様々な講座依頼があるなか、各学校での優先順位を判断し実施を決定することとなるため、各学校の状況により実施できないところがあるため。

今後の取組方針

- ①男女共同参画について理解を深める取り組み
- ・オンラインでの講座の実施など、コロナ禍においても講座が実施できるような新たな手法を取り入れながら、多くの人に男女共同参画に関する学習の場を提供していく。
- ②DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のための取組み
- ・デートDV防止授業(派遣講座)については、教育委員会、学校、NPO法人等の関係機関と協力し、市内の中学校に対して、講座やロールプレイの実施などデートDVを理解しやすい内容であることを説明し、引き続き全中学校での実施を呼びかける。
- ・男女共同参画推進センターの主催講座で、全年代を対象としたDV根絶のための講座や派遣講座等、今後もDV 防止のための取り組みを継続して実施する。

個別施策進行管理事業シート

No.	事業名·担当課·事業目的·概要	区分	令和元年度	令和2年度
	(事業名) 啓発広報費	実施年度	継続	
	【人権男女共同参画室】	成果指標	アマランスフェスタの基調講演参加者数	
	(事業目的) 市民の男女共同参画の意識の醸成を図る。	目標値	210.0(人)	230.0 (人)
		実績値	223.0 (人)	202.0 (人)
	(事業概要) 男女がお互い尊重し、社会の対等な構成員としてあらゆる分野での活動に参画できる健全な社会の構築に向け、男女共同参画の内容や必要性について市民及び事業者が理解を深めるための取組みを行う。	達成率	106.2 %	87.8 %
		決算(見込)額	2,012,375 円	1,955,528 円
要性について市民及		成果指標及 び目標値の 説明	広く市民に男女共同参画の啓発を図るため、年1回開催しているアマランスフェスタの基調講演参加者数を成果指標とした。 基準値(平成27年度参加者数:133人)から、平成28年度以降、毎年度約20人増を目指し、令和2年度までに参加者数を230人にすることを目標としている。	
		取組実績 題	値を達成しており、男女共同参画 に関する意識の醸成が図られてい る。	(取組実)・アオンスクのちり、 (取組実力のような)・アマカカ (では、) (には、) (に